

庄内町告示第54号

令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

庄内町長 富 樫 透

令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽転換事業を行う者に対し予算の範囲内で令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、令和5年度山形県浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱（令和5年3月24日付け水大気第444号山形県環境エネルギー一部長通知）及び庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人設置型浄化槽転換事業 個人等が庄内町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成17年庄内町告示第52号。第5条において「設置整備事業要綱」という。）に基づく補助金の交付を受けて行う浄化槽転換事業（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において定められた予定処理区域以外の区域において、既存の住宅の改良により、既存単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）又は汲取り便槽（し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡又は少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取る方式の便槽を含む。）をいう。）を廃止し、合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）を設置する事業をいう。）をいう。
- (2) 浄化槽工事費の額 個人設置型浄化槽転換事業に係る合併処理浄化槽の設置工事（配管工事等の付帯工事を除く。）に要する設計費、本工事費及び工事監理費の額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する者とする。

- (1) 個人設置型浄化槽転換事業を行う者であること。
- (2) 令和6年3月15日までに規則第13条に規定する実績報告書を提出できる者であること。
- (3) 町税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者であること。

(4) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する法定検査を受検しようとする者であること。  
(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、個人設置型浄化槽転換事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額又は浄化槽工事費の額から設置整備事業要綱に基づく補助金の額を控除した額のいずれか少ない額とする。

(1) 基本額 浄化槽工事費の額から次の表に掲げる補助基準額を控除した額に3分の1を乗じて得た額又は同表に掲げる基本補助上限額のいずれか少ない額

| 人 槽     | 補助基準額      | 基本補助上限額  | 加算補助上限額 |
|---------|------------|----------|---------|
| 5人槽     | 390,000円   | 160,000円 | 50,000円 |
| 6～7人槽   | 474,000円   | 200,000円 | 65,000円 |
| 8～10人槽  | 660,000円   |          |         |
| 11～20人槽 | 1,002,000円 |          |         |
| 21～30人槽 | 1,545,000円 |          |         |
| 31～50人槽 | 2,129,000円 |          |         |
| 51人槽以上  | 2,429,000円 |          |         |

(2) 加算額 設置整備事業要綱に基づく補助金の額のうち前号の表に掲げる補助基準額を超える部分の額（以下この号において「補助超過額」という。）がある場合は、補助超過額又は同表に掲げる加算補助上限額のいずれか少ない額

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する交付申請書は令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとする。

- (1) 既存の住宅の改良による合併処理浄化槽への転換であることを証する書類（住宅地図の写し、設計図面等）
- (2) 浄化槽工事費の額の見積書
- (3) 工事着工前の現状写真
- (4) 納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第7条 規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとし、却下することと決定したときは令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金却下決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 規則第6条第1項第1号の規定により、補助対象工事の内容等を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金変更（中止・

廃止)承認申請書(様式第3号)に変更後の内容を明らかにする書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その結果を令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金変更交付(中止・廃止)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業実績報告書(様式第5号)によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、補助対象工事完了後20日を経過する日又は令和6年3月15日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

- (1) 浄化槽工事費の額に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 補助対象工事の施工写真(工事中及び工事完了後)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(帳簿の備付け等)

第11条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、規則第20条に規定する補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした書類並びにその証拠書類を、当該補助対象工事が完了した年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所  
氏名

令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金を下記のとおり交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 設置場所
- 3 従前の設備（該当する設備の□にレ点を付すこと。）  
 単独処理浄化槽  汲取り便槽
- 4 合併処理浄化槽の型式等
  - (1) 名称
  - (2) 型式
  - (3) 認定番号
- 5 人 槽 人槽
- 6 着工予定年月日 年 月 日
- 7 完了予定年月日 年 月 日
- 8 添付書類
  - (1) 既存の住宅の改良による合併処理浄化槽への転換であることを証する書類（住宅地図の写し、設計図面等）
  - (2) 浄化槽工事費の額の見積書
  - (3) 工事着工前の現状写真
  - (4) 納税証明書
  - (5) その他（ ）

様式第2号（第7条関係）

令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金交付（却下）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

庄内町長



年 月 日付けで交付申請のあった令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により下記のとおり交付（却下）することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件（却下した場合はその理由）

様式第3号（第8条関係）

令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により申請します。

記

- 1 変更（廃止）予定年月日 年 月 日  
（中止予定の期間 年 月 日から 年 月 日まで）
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更の内容
- 4 交付決定額 円
- 5 変更（中止・廃止）後の交付申請額 円
- 6 添付書類 変更後の内容を明らかにする書類を添付してください。

様式第4号（第8条関係）

令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金変更交付（中止・廃止）決定  
通知書

第 号  
年 月 日

様

庄内町長



年 月 日付け第 号をもって交付の決定を通知した令和5年度庄内町  
浄化槽整備促進事業費補助金について、年 月 日付けの変更（中止・廃止）  
承認申請に基づき、令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規  
定により下記のとおり変更交付（中止・廃止）を決定したので通知します。

記

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 交付決定額            | 円 |
| 2 変更（中止・廃止）後の交付決定額 | 円 |
| 3 交付の条件            |   |

様式第5号（第9条関係）

令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第13条の規定により、その実績について下記のとおり関係書類を添付して報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 浄化槽工事費の額 金 円
- 3 工事完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 浄化槽工事費の額に係る契約書及び領収書の写し
  - (2) 補助対象工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
  - (3) その他（ ）



様式第6号（第10条関係）

令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日

様

庄内町長



年 月 日付けで実績報告のあった令和5年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金の交付額を下記のとおり確定したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の確定額 金 円